保険料の前納払込みに係る保険料の払込みの時期等を定める公告

経過措置に関する簡易生命保険約款第39条第５項、第47条第５項及び第59条第５項、終身保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第51条第５項、定期保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第41条第４項、養老保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第50条第５項、学資保険及び育英年金付学資保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第60条第６項、夫婦保険簡易生命保険約款第11条第２項及び第46条第５項、終身年金保険簡易生命保険約款第12条第２項及び第50条第５項、定期年金保険簡易生命保険約款第12条第２項及び第35条第４項、夫婦年金保険簡易生命保険約款第10条第２項及び第39条第５項、終身年金保険付終身保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第53条第６項、夫婦年金保険付夫婦保険簡易生命保険約款第11条第２項及び第53条第６項、簡易生命保険特約簡易生命保険約款第11条第２項及び第60条第４項、財形貯蓄保険簡易生命保険約款第33条第４項、財形終身年金保険簡易生命保険約款第34条第４項、確定拠出終身年金保険簡易生命保険約款第16条第４項並びに口座払込みに関する簡易生命保険約款第２条第５項に規定する保険料の払込みの時期、年ごとの効力発生応当日の到来の時期、保険期間の満了する日の到来の時期、特約保険料の払込みの時期及び特約の保険期間の満了する日の到来の時期を次のとおり定めたので、令和８年４月１日から施行します。

令和８年３月２日

独立行政法人
郵便貯金簡易生命保険管理・
郵便局ネットワーク支援機構
理事長　白山　昭彦

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

企業年金基金変更公告

全国鐵構工業企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　東京都文京区湯島３丁目21番10号
２．旧事務所の所在地　東京都中央区新川２丁目６番８号
３．変更年月日　令和８年３月１日

令和８年３月２日

全国鐵構工業企業年金基金
理事長　山本　弘紀